明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の一部を改正する省令（厚生労働二一）　一
〔告　示〕
○重要文化財を国宝に指定する件（文部科学九）　二
○文化財を重要文化財に指定する件（同一〇）　三
○登録有形文化財の登録を抹消する件（同一一）　五
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　六
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分・公示送達関係　三五
地方公共団体
教育職員免許状失効、公示送達関係　三五
会社その他
会社決算公告　三六

省令

○厚生労働省令第二十一号

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、並びに理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第四項及び美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条第五項の規定に基づき、理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月九日

厚生労働大臣　後藤　茂之